

## 第1章 総則

### 第1条(名称と事務局)

この会は、富山建築業ネットワーク(以下会)と呼び、事務局長を務める者の企業内に置くこととする。

### 第2条(幹事の職責と任期)

この会は幹事会を組織し、会と会員のために会員を代表し企画運営を行う。

役職と人数は以下の通りとする。

幹事の活動報酬は全て無償とする。また、基本的に任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

代表幹事(1名)/顧問(1名)/幹事(6名)/事務局長(1名)/事務局次長(2名)/会計(1名)

### 第3条(目的)

会員企業それぞれの企業存続と繁栄を念頭においた上で、富山の建築業界の発展と伝統技術の継承を行うため広く同業界の経営者と交流し、経営の道を追求することを目的とする。目的を達成するために、次の各項を実施する。

- 1、魅力あるプロ経営者を目指しての相互研鑽
- 2、経営実態や手法の情報交換と会員相互の親睦
- 3、外部講師を招いた研修会の開催
- 4、その他目的達成に必要な諸事業

### 第4条(会員)

この会は、下記の諸条件を満たす企業の経営者または会社を代表して参加する資格を有する職責にある者を正会員とする。また、会員に有益な他業種の会社を賛助会員として参加を認める。

- 1、当会の目的や考え方に賛同する建築事業者である
- 2、積極的に自己開示を行い会員相互交流ができる者
- 3、通年において優先して会に参加できる者
- 4、事業発展に熱心である者
- 5、賛助会員は会員に有益なサービスや商品を提供する事業者である

### 第5条(会員の期間)

この会の期間は1月1日を起点とする丸1年とする。

### 第6条(加入及び退会)

新たな会員の加入については推薦者1名を要したうえ幹事会で承認を得ることとする。

加入に際して事前に1回のみオブザーバー参加を認める。

退会に関しては自由意志とするが、その他に会員間とのトラブルや社会道徳観念に反すると判断される場合は幹事会の決定で退会勧告及び除名できることとする。

### 第7条(権利と義務)

会員は会の事業に参加するとともに、定められた会則を遵守しなければならない。

- 1、会は会員に有益な企画を提供し、会員は会の繁栄に尽力をする。
- 2、会員は知り得た他会員の事業上の機密を他に漏洩してはいけない。
- 3、会は会員の事業上の機密を他に漏洩してはいけない。

## 第2章 管理運営

### 第8条(会の開催)

この会は年に6回程度の事業を定期的に開催することとする。ただし、幹事会が必要と認めた時には、臨時に開催することができる。

### 第9条(参加者)

この会の参加者は、原則として会員本人とし代理は認めない。

### 第10条(運営内容及び日程)

運営内容及び日程は、幹事会がこれを立案する。

## 第3章 会費

### 第11条(会費)

会費は1年間金2万円(消費税含む)とし、後期(7月1日以降)入会は金1万円とする。申し込みと同時に前納するものとする。退会の申し出がない限り、翌年度分の会費前納をもって、会員資格は継続される。退会した場合は、会費その他の搬出金品は返還しない。所定の口座に振り込む際には振込手数料は会員負担とする。

### 第12条(経費)

この会の運営に要する次の費用は会費より充当する。

- 1、会議費及び講師料
  - 2、会員名簿及び事務関連費用
  - 3、その他会の運営に必要な資料や広告費
- また、飲食費等は別途都度請求することとし、予算が余った場合は会員の費用へ充当する。

## 第4章 付則

### 第13条(疑義)

この会則に明文のない事項、または会員に疑義が生じた場合は、別途検討するものとする。